

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第14号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第13条、附則第3条、第6条関係） (1)から(3)まで <省略>	別表（第13条、附則第3条、第6条関係） (1)から(3)まで <省略>
備考 1から5まで <省略>	備考 1から5まで <省略>
<u>6 備考4及び5に規定する地方税法第292条</u> <u>第1項第2号に規定する所得割の額を計算する</u> <u>場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保</u> <u>護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方</u> <u>自治法（昭和22年法律第67号）第252条</u> <u>の19第1項の指定都市をいう。以下この項に</u> <u>おいて同じ。）の区域内に住所を有する者であ</u> <u>るときは、これらの者を指定都市以外の市町村</u> <u>の区域内に住所を有する者とみなして計算する。</u>	
<u>7 備考4に規定する「市町村民税」及び備考5</u> <u>に規定する「市町村民税所得割」の額を計算す</u> <u>る場合には、支給認定保護者又は当該支給認定</u> <u>保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第2</u> <u>92条第1項第1号イ中「夫と死別し、若し</u> <u>くは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫</u>	

の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項の寡婦又は寡夫とみなして計算する。

8 <省略>

9 <省略>

10 <省略>

11 <省略>

12 <省略>

13 <省略>

14 <省略>

15 <省略>

6 <省略>

7 <省略>

8 <省略>

9 <省略>

10 <省略>

11 <省略>

12 <省略>

13 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。